

令和2年4月21日

経済水道委員会 委員

江上 博之 様

観光文化交流局長 松雄 俊憲

あいちトリエンナーレ実行委員会からの書面表決依頼への対応
について

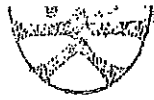
平素は、市政の推進に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局より、名古屋市に対し負担金支払いの訴えを提起する議案への賛否を問う実行委員会運営会議の書面表決依頼を収受しました。それを受け、本日、市長が別紙のとおり市長コメントを発表し、併せて市政記者クラブへ説明をいたしましたので、ご報告いたします。

(添付資料)

- ・ 令和2年4月21日市長コメント
- ・ 令和2年4月21日付 撤回申入書
(あいちトリエンナーレ実行委員会会長へ提出)
- ・ 令和2年4月20日付 あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催に代わる書面表決について (依頼)

(観光文化交流局文化振興室長 大島 電話：972-3171)



2 観 文 第 2 7 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

あいちトリエンナーレ実行委員会

会長 大村 秀章 殿

撤回申入書

あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行

名古屋市長 河村 たかし

今般、貴職より、令和 2 年 4 月 2 0 日付けの「あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催に代わる書面表決について（依頼）」と題する通知書をもって、書面決議の表決を依頼する旨の通知を受けました。

その趣旨は、本市が、先般、本市の検証委員会の検証報告の内容等を踏まえて、本市が貴会に対して通知いたした「あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書」に記載された負担金のうち、平成 3 1 年 1 0 月 1 8 日に交付を予定していた負担金 3 3 8 0 万 2 0 0 0 円について、本市としては、これを交付しない旨の決定をしたことを受けて、貴会から本市に対しその支払いを求める旨の裁判を貴会名義で提起することを承認するよう書面表決を求める趣旨のものと承知しております。

しかしながら、現在は、国から緊急事態宣言がなされ、県民・市民一丸となって、新型コロナウイルス感染対策に全力をあげて取り組むべき時期であり、実際、本市では、行政・関連病院・市民が一丸となって、本感染症対策に日々神経をすり減らすという文字通り非常事態にあります。このような県民・市民の生命・健康の安全・安心が脅かされている現在の状況下で、愛知県知事でもある貴職が、本件のごとき緊急を要しないものの重要な事項について、関係委員間の十分な情報の交換・共有もないまま、話し合いも経ずに、いきなり「表決だけ」の書面決議を働きかけること自体が、甚だ不謹慎であり、かつ不適切ではないかと思われます。なお、周知のとおり、現在、裁判所においても、新型コロナウイルス感染対策のため受付窓口こそ閉鎖されて

おりませんが、裁判期日等はすべからく延期されている状況のもとにあり、現時点で書面表決を急ぐ必要などどこにもないものと思われます。

また、そもそも、本市が貴会に対し、上記のとおり負担金の一部を交付しない旨の決定をした理由につきましても、上記負担金交付決定通知書に記載されております交付条件（４）との関係で、本市の検証委員会でご検討・ご議論いただいたところ、貴職・大村会長が、「実行委員会の規約を完全に無視」し、会長代行の本市長ら他の委員との意思疎通を図ることなく、「予め危機管理上重大な事態の発生が想定された」不自由展を断行した上で、独断でそれを中止し、かつ、独断で再開したという事実を重くみて、これら貴職・大村会長の「重大な規約無視行為」が「信義則に反すること甚だしい」との評価のもと、当該交付条件（４）の不交付事由に該当し、「名古屋市が抗議の意志を表すことは、必ずしも不適当とはいえない」という判断をいただいておりますところ、本市としては、このような本市検証委員会のご判断を踏まえて、政治的にも著しく偏向した内容の不自由展が、公共事業として相応しいものであったのか否か、本市における他の補助金の交付要綱の趣旨との兼ね合い、名古屋市民の税金を投入することが是認される性格のものであるか否か、といった観点からも慎重に検討した上で、上記決定に至ったものですが、このような諸事情について、貴会運営会議では、全く周知されておられません。

もとより、今般、貴職からいただいた依頼状には、その旨の説明もありませんし、本市からの説明の機会も一切与えられておりません（各委員の判断資料としては、無内容な訴状案だけです。）。最小限必要な判断資料も欠いた状況下で、一切の審議なしに、いきなり本市に裁判を起こすことの賛否を書面表決で問うなどといった安易な議決手続の進め方は、およそ民主主義の原則の無知か無理解にもとづくものであって、愛知県知事でもある貴職にあるまじきものと強く批判せざるを得ません。

以上の理由から、本市としては、国の非常事態宣言が解除されるなど現在の事態が好転し、本市が、貴会運営委員会での説明の機会をもち、適切な審議ができるまで、今般の第１号議案の議事を延期するのが適切であると考えます。

よって、貴会会長代行としては、今般の、貴職からの書面表決の手続は、いかにも拙速であり、即時撤回するよう強く申入れいたします。

以 上



2 国 芸 祭 第 3 号
令和2年4月20日

あいちトリエンナーレ実行委員会委員
名古屋市観光文化交流局長 松雄俊憲 様

あいちトリエンナーレ実行委員会
会 長 大 村 秀 章



あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催に代わる書面表決
について (依頼)

陽春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、別添の議案につきまして、本来でしたら、運営会議において御審議をいただくべきところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実行委員会規約第13条第8項の規定に基づく書面による御表決をお願いしたいと存じます。

つきましては、御多忙のところ恐縮でございますが、別添の議案についての賛否を表決書により、令和2年4月30日(木)までに御回答いただきますようお願いいたします。

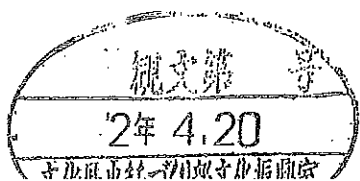
〔連絡先〕

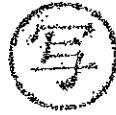
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 (水越)

(愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室内)

電 話 052-971-6111

FAX 052-971-6115





第1号議案 名古屋市に対する未払負担金交付請求に係る訴えの
提起について

下記のとおり訴えを提起するものとする。

令和2年4月20日提出

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長 大村 秀章

記

- 1 事件名 負担金交付請求事件
- 2 訴えの相手方 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市（同代表者市長 河村たかし）
- 3 請求の概要 上記2に対し、負担金交付請求権に基づき、未
払いの金3,380万2,000円及びこれに対する令和
元年10月19日から支払い済みまで民事法定利率
の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求め
る。
- 4 訴訟の方針
 - (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告
が上訴した場合又は反訴した場合は応訴する。
 - (3) 本実行委員会は、上記訴訟において和解をすることができる。

（説明）

この案を提出するのは、あいちトリエンナーレ2019開催にかかる
経費の執行のために名古屋市に交付申請し、交付決定を受けた負担金
のうち、未払いの金3,380万2,000円及びこれに対する令和元年10月
19日から支払済みまで民事法定利率の年5分の割合による遅延損害金
の支払請求を行うため必要があるからである。（名古屋市からは、別
添のとおり、令和2年3月27日付けで、負担金交付決定の変更通知
あり）

あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議

書面表決依頼（令和2年4月20日付）について

（令和2年4月21日市長コメント）

- ・昨日、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局から、「名古屋市に対する未払負担金交付請求に係る訴えの提起について」を議案とする運営会議の書面表決依頼があった。
- ・依頼書には、あいちトリエンナーレ実行委員会が、名古屋市に対し負担金の支払を求める旨の訴状の案文が添付されていたが、名古屋市がその負担金の一部を支払わない理由についての説明は一切記載されておらず、説明資料も添付されていない。
- ・多数決の前提として、審議もなされず、本市に説明や意見陳述を行う機会も与えないまま、したがって、各委員に一切の事情が知らされないままに、その理解もなされていない中で、書面表決で、裁判を起すなどという重要なことを決めようとしていることは極めて乱暴であり、規約に則り運営会議を開催して議論しないといけない。
- ・そもそも本件に係る負担金の交付決定変更は、あいちトリエンナーレの運営について、①予め危機管理上重大な事態の発生が想定されたにもかかわらず、会長代行や関係者に知らされず、運営会議が開かれなかったこと、②「表現の不自由展・その後」の中止が、事前に会長代

行や関係者に知らされず、運営会議が開かれなかったこと、③中止された「表現の不自由展・その後」の再開が、事前に会長代行や関係者に知らされず、運営会議が開かれなかったこと、の3つの事実が、会長代行や関係者に対する信義則に反する運営と評さざるを得ず、3回目として当初予定していた負担金の不交付という形で、名古屋市が抗議の意志を表すということは必ずしも不適當とはいえず、他に手段がない以上、やむを得ないと「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」からご意見をいただいた。それを踏まえ、また、昭和天皇の焼損映像等を含む映像作品や、いわゆる従軍慰安婦像を模擬した作品等、政治的に偏った表現を含む「表現の不自由展・その後」の公共事業としての適否についても、本市として慎重に検討した上で、決定したものである。

- ・なお、今は新型コロナウイルス感染拡大防止に市民とともに全力で取り組んでいるところであり、本市としては、あいちトリエンナーレ実行委員会の会長である大村愛知県知事、及び同実行委員会事務局に対して、この新型コロナウイルス感染拡大の状況が落ち着いてから運営会議を開催し、本市が説明する場を設けたうえで議決を求めるよう強く申し入れた。また、こうしたことから、運営会議の委員に対しては、本市の説明も審議も経ていない、現時点での書面表決には応じないよう要請することを事務方に指示した。